

雲南市認可保育所・認定こども園《保育所部分》 入所申込の手引き【平成28年度版】

【目次】

はじめに	2P
入所申込締切日	3P
1 保育の必要性の認定	4P
2 入所申込等に必要な資料	6P
3 申込後(入所後)の申込内容の変更等	7P
4 予約申込	9P
5 保育料の算定	9P
6 選考基準(利用調整基準)	12P
雲南市認可保育所・認定こども園(保育所部分)一覧	13P

【入所申込方法】

保育所・認定こども園の入所申込は、入所を希望される保育所、保育所管轄の各総合センター市民福祉課または市役所子ども政策課の窓口へ提出してください。(郵送での申し込みはできません。)

《提出先》

- 継続入所の場合 保育所(保育を必要とする事由など認定内容に変更がある場合を除く)
- 新規・転園入所の場合 保育所管轄の総合センター市民福祉課または市役所子ども政策課
- 市外保育所入所の場合 市役所子ども政策課

※平成28年度から認定こども園へ移行する園の取り扱い

- ・加茂幼児園に入園中のお子さんが加茂こども園を希望される場合は、継続入所扱いとします。
- ・海潮こども園、斐伊こども園、三刀屋こども園の保育所部分を希望される場合は、新規入所(他保育所入所中の場合は転園)扱いとします。

申込受付締切日や結果通知予定等については、3ページをご覧ください。

【問い合わせ先】 市外局番 0854

受付窓口	電話番号	管轄保育所、認定こども園(保育所部分)
大東総合センター市民福祉課	43-6142	大東保育園 かもめ保育園 あおぞら保育園 海潮こども園
加茂総合センター市民福祉課	49-8612	加茂こども園 たちばら保育園
木次総合センター市民福祉課	40-1083	木次こども園 斐伊保育所 四ツ葉学園保育所 斐伊こども園
三刀屋総合センター市民福祉課	45-9501	三刀屋保育所 三刀屋こども園
吉田総合センター市民福祉課	74-0215	吉田保育所 田井保育所
掛合総合センター市民福祉課	62-0056	掛合保育所
子ども政策課(市役所 2階)	40-1044	雲南市以外の保育所入所

※手引きや申し込みに必要な様式は、雲南市ホームページ(<http://www.city.unnan.shimane.jp/>)または雲南市子育てポータルサイト(<http://kosodate-unnan.jp/>)から閲覧、ダウンロードできます。

はじめに

保育所・認定こども園《保育所部分》(以下「保育所」といいます。)は、保護者の就労や疾病などによりお子さんを家庭で保育することができない場合に、保護者にかわって保育を行い、お子さんが心身ともに健やかに育成されることを目的とした児童福祉施設です。したがって、「集団生活を経験させたい」などの理由だけでは入所申込はできません。

【保育所入所要件】

- 1 雲南市に住民登録していること。(転入予定の場合も含みます。また、市外の保育所を希望される場合も雲南市への申し込みとなります。)
- 2 保護者(父母いずれも)に「保育を必要とする事由」があること。※詳しくは 4 ページをご覧ください。
- 3 入所希望日に産後 8 週を経過していること。ただし、木次こども園(保育所部分)、吉田保育所、田井保育所は、8 カ月経過したお子さんでないと受け入れができません。

【入所申込における注意点】

- 1 入所申込書等の各書類の記入例や注意事項をよく確認してから記入してください。書類に不備や不足がある場合は、必要な書類が全てそろうまで受理できません。(郵送での申し込みはできません。)
- 2 提出された書類の記載内容に虚偽の内容があるとわかったときには、入所内定を取り消す場合があります。
- 3 保育所の受入状況により第 1 希望の保育所で入所決定できず、第 2・3 希望の保育所で入所決定する場合があります。
- 4 年度内の転園は、非常に困難です。保育方針、送迎距離などをよく検討したうえで、申し込みしてください。
- 5 育児休業中の方は、休業の期間中は「家庭で保育ができる」として扱うため、原則、職場復帰するまでは入所できません。入所可能日は職場復帰日の 2 週間前からとなります。(ただし、継続入所のお子さんについては、育児休業期間中の特例利用ができます。)

○参考《平成28年度保育年齢区分表》

※年度途中で誕生日を迎えても、その年度中の保育年齢は変わりません。

生年月日	保育年齢
平成 22 年 4 月 2 日生 ～ 平成 23 年 4 月 1 日生	5 歳児
平成 23 年 4 月 2 日生 ～ 平成 24 年 4 月 1 日生	4 歳児
平成 24 年 4 月 2 日生 ～ 平成 25 年 4 月 1 日生	3 歳児
平成 25 年 4 月 2 日生 ～ 平成 26 年 4 月 1 日生	2 歳児
平成 26 年 4 月 2 日生 ～ 平成 27 年 4 月 1 日生	1 歳児
平成 27 年 4 月 2 日生 ～	0 歳児



入所申込締切日

入所希望月		申込受付締切日 ※土日祝日および年末年始(12/29～1/3)は閉庁	結果通知予定
平成 28 年	4 月	【第 1 次募集】 H27.12. 1(火)～H27.12.24(木)	2 月上旬 (1 次決定分)
		【第 2 次募集】 H28. 1. 4(月)～H28. 1.29(金) ※2 次募集は 1 次募集の選考後に残った枠で 選考します。	2 月中旬 (2 次決定分)
		【第 3 次募集】 H28. 2. 1(月)～H28. 2.19(金) ※3 次募集は 1・2 次募集の選考後に残った枠 で選考します。	3 月上旬 (3 次決定分)
	5 月	H28. 4.15(金)	毎月 20 日以降
	6 月	H28. 5.13(金)	
	7 月	H28. 6.15(水)	
	8 月	H28. 7.15(金)	
	9 月	H28. 8.15(月)	
	10 月	H28. 9.15(木)	
	11 月	H28.10.14(金)	
	12 月	H28.11.15(火)	
平成 29 年	1 月	H28.12.15(木)	毎月 20 日以降
	2 月	H29. 1.13(金)	
	3 月	H29. 2.15(水)	

※受付締切日を過ぎてからの申し込みや希望内容等の変更は、次回(翌月)選考の対象となりますので、
ご注意ください。

※毎月1回、各月の申込受付締切後に入所選考を行います。

※予約申込は、入所希望月に関わらず、いつでも申し込むことができます。予約申込とは、産後休暇・育児休業が終了し、あらかじめ年度の途中で元の職場に復帰しなければならないことが分かっている場合には、申し込みができます。(詳しくは 9 ページをご覧ください)



1 保育の必要性の認定

保育所の入所を新たに希望される場合は、保育を必要とする認定（「保育認定」といいます。）を受けることが必要です。認定された場合、「支給認定証」を雲南市から交付します。

また、継続入所希望の場合でも、保育を必要とする認定に変更がある場合は、変更の手続きが必要となります。

(1) 保育を必要とする事由

保育認定を受けることができるのは、保護者のいずれもが次の保育を必要とする事由のいずれかに該当する場合であって、お子さんを保育することが困難な場合です。

- ① 月48時間以上の就労
- ② 妊娠・出産（産前産後）《※入所期間は、出産（予定）日を基準として産前8週（多胎妊娠の場合は14週）の日の属する月～産後8週間を経過する日の属する月の末日までとなります。》
- ③ 疾病・負傷・障がい
- ④ 親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動《※入所期間は3ヶ月（90日）で、入所後3ヶ月以内に就労することが必要です。》
- ⑦ 就学・職業訓練
- ⑧ 児童虐待・DV
- ⑨ 育休期間中の特例利用《※入所中のお子さんは、原則として育児休業取得対象のお子さんが満1歳に達する年度末まで、特例として保育認定を受けることができます。》
- ⑩ 市が特に認める場合

(2) 保育認定区分

認定区分	対象年齢など	利用先
2号認定	お子さんが満3歳以上で上記「保育を必要とする事由」に該当する場合	・保育所 ・認定こども園（保育所部分）
3号認定	お子さんが満3歳未満で上記「保育を必要とする事由」に該当する場合	

※参考：満3歳以上で幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）を希望される場合は「1号認定」となります。

(3) 保育認定の有効期間

保育を必要とする事由	保育認定の有効期間
・就労 ・疾病・負傷・障がい ・介護・看護 ・災害復旧	お子さんの小学校就学まで （お子さんが満3歳未満の場合は、「3歳の誕生日の前々日まで」となります。⇒平成28年度中に満3歳に到達したお子さんの保育認定の有効期間の変更等については、市から連絡します。）
・妊娠・出産（産前産後）	出産日を基準として8週間を経過する日の属する月の末日まで
・求職活動	有効期間の開始日から3ヶ月（90日）を経過する日の月末まで
・就学・職業訓練	保護者の卒業（修了）予定日まで
・その他	市が必要と認める期間

(4) 保育時間（保育必要量）

保育認定と同時に保育を受けられる時間（以下「保育必要量」といいます。）の認定を行います。

保育必要量は、「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

「保育標準時間」の認定を受けた場合は、1日に最大「11時間」保育所を利用することができます。（雲南市の場合、最大で10時間30分～11時間の保育所があります。）

「保育短時間」の認定を受けた場合は、1日に最大「8時間」保育所を利用することができます。

保育必要量は、保護者の保育を必要とする事由や就労時間などにより認定します。ただし、就労時間だけでなく、通勤時間や勤務体制等を踏まえたうえで認定します。

なお、「保育標準時間」に該当する方であっても、「保育短時間」の認定を希望される場合は、「保育短時間」として認定します。

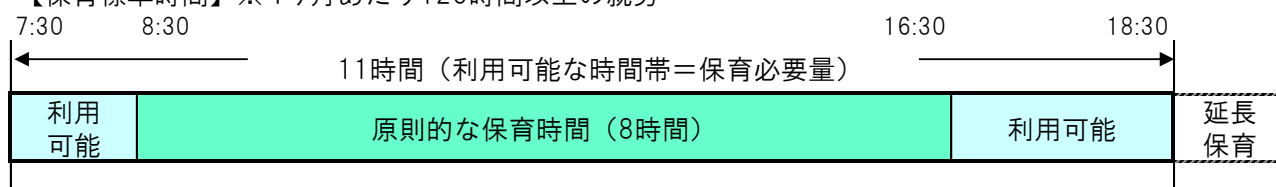
各保育所で定める利用時間から外れた時間を利用する場合は、これまでどおり延長保育となります。（延長保育実施園は 13 ページをご覧ください。）

「保育標準時間」利用と「保育短時間」利用の対象者パターン

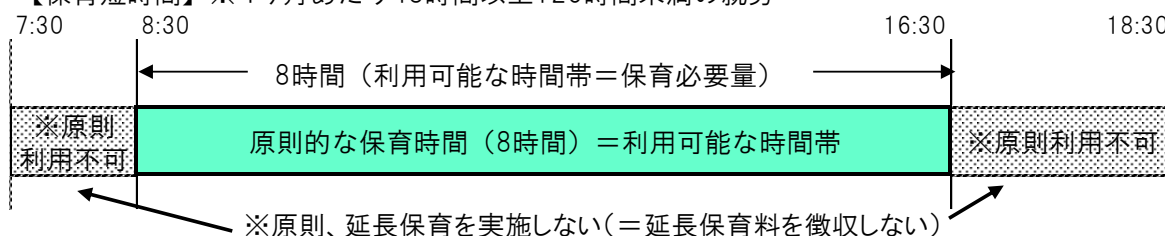
No.	保育を必要とする事由	「保育標準時間」利用	「保育短時間」利用
1	月48 時間以上の就労	月120 時間以上の就労	月48 時間以上120 時間未満の就労
2	産前産後	全て	—
3	疾病・負傷・障がい	全て	—
4	親族の介護・看護	全介護または一部介護	左記以外の介護等
5	災害復旧	全て	—
6	求職活動	—	原則全て
7	就学・職業訓練	月120 時間以上の就学等	月120 時間未満の就学等
8	児童虐待・DV	全て	—
9	育児休業期間中の特例利用	—	原則全て
10	市が特に認める場合	状況による	

※公立保育所における保育短時間のイメージ（私立保育園は、直接保育園にご確認ください）

【保育標準時間】※1ヶ月あたり120時間以上の就労



【保育短時間】※1ヶ月あたり48時間以上120時間未満の就労



【保育時間の経過措置】

※平成27年度新制度移行による経過措置により、平成27年3月31日時点で保育所に入所しており、平成27年4月1日以降も継続入所中のお子さんは、「保育短時間」に該当する場合でも、希望により「保育標準時間」で認定をします。

※平成27年度以降新規入所されたお子さんはこの経過措置の対象外となります。

2 入所申込等に必要な資料

(1) 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 兼 平成 28 年度幼稚園・保育所・認定こども園入園（所）申込書（以下「支給認定申請書兼入所申込書」といいます。）

⇒入所を希望されるお子さん 1 人につき 1 枚必要です。

※保育所での集団生活・日常生活において配慮が必要（食事、健康状態、障がいの内容など）な場合には、事前に保育所等へ相談のうえで申し込んでください。

※入所日までに祖父母と同居される予定の場合は、同居予定家族の記入と以下の書類も提出してください。

(2) 保育所入所申込補助調査票

⇒入所を希望されるお子さん 1 人につき 1 枚必要です。

(3) 保育を必要とする事由を証明する書類

⇒父母、同居の 65 歳未満祖父母についてのみ、下記の書類が必要です。

※同居の 65 歳未満の祖父母については、「保育を必要とする事由」に該当しなくても入所申込はできますが、選考上の優先度が下がります。

(4) 必要な書類一覧

（＊印は【雲南市所定様式】）

No.	保育を必要とする事由	書類	備考
1	月 48 時間以上の就労（自営・内職・農業等含む）	「＊就労（内定）証明書」 自営・農業等の場合は「＊自営業・農業等就労申立書」	申込時に就労「内定」の場合は、就労開始後、再度就労証明書を提出してください。
	年度途中で産後休暇・育児休業から職場復帰する方	出産前：「＊就労（内定）証明書」 出産後：「＊産前産後休暇・育児休業取得に関する証明書」	職場復帰後、再度就労証明書を提出してください。
2	妊娠・出産（産前・産後）	「母子手帳」（コピ-）、「＊保育を必要とする事由申立書」	表紙および出産予定日が記入してあるページのコピーを提出してください。
3	疾病・負傷・障がい	「＊診断書」または「各種手帳」（コピ-）、「＊保育を必要とする事由申立書」	診断書は、医師の証明を受けてください。
4	親族の介護・看護	被介護者の「＊診断書」または「各種障がい者手帳・介護保険証等」（コピ-）、「＊保育を必要とする事由申立書」	診断書は、医師の証明を受けてください。
5	災害復旧	「り災証明書」、「＊保育を必要とする事由申立書」	
6	求職活動	「＊就労予定申立書」	就労開始後、再度就労証明書を提出してください。
7	就学・職業訓練	学生証（コピ-）または在学証明書、もしくは職業訓練を受講していることが分かる書類（コピ-）、「＊保育を必要とする事由申立書」	申込時に就学されていない場合は、合格通知書（コピ-）を提出され、就学後、在学証明書を提出してください。職業訓練の受講の場合は、受講期間および受講時間が分かるものを提出してください。
8	児童虐待・DV	子ども政策課または子ども家庭支援課（TEL:40-1067）へご相談ください	
9	育児休業中の特例利用	「＊産前産後休暇・育児休業取得に関する証明書」	<u>継続入所児童のみ</u> 職場復帰後、再度就労証明書を提出してください。

※上記の書類は、入所を希望される世帯につき、原本 1 枚が必要となります。

(5) 保育料算定のための書類(※入所申込時に提出してください)

保護者それぞれの平成27年度および平成28年度の市民税が雲南市で課税される場合は不要です。

雲南市以外で市町村民税を課税されていた保護者の方は、「課税証明書」または市町村から送付される「市町村民税決定通知書(写し)」の提出が必要です。

雲南市以外での課税	必要な書類	取得(交付)先
平成27年1月2日以降に雲南市へ転入された方	平成27年度分	転入前住所地の市役所・町村役場
平成28年1月2日以降に雲南市へ転入された方	平成28年度分	

※その年の1月1日に居住していた市町村へお問い合わせください。

※市町村民税決定通知書は、非課税の方には送付されない場合があります。

また、入所を希望する月により必要となる証明年度が変わります。

入所月	必要な「課税証明書」または「市町村民税決定通知書(写)」
平成28年4月、5月	平成27年度分 ※後日、平成28年度分が必要となります。
平成28年6月～8月	平成27年度分および平成28年度分
平成28年9月以降	平成28年度分

※上記書類は、入所を希望される世帯につき、父母それぞれ1枚が必要となります。(コヒ-可)

(6) 保育料減免等の申請書類(※内定通知後に提出してください。別途ご案内します)

①土曜減免申請書

年度を通じて全ての土曜日を休まれる場合(土曜日に行われる保育所行事への参加は除く)の保育料は、申請により保育料基準額から2割減免されます。

②第3子以降保育料の無料化

保護者等が現に養育している満18歳未満(年度の途中で満18歳に達する場合には、18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある者)の児童が3人以上いる世帯のうち、当該世帯の3人目以降の児童の保育料は、申請により保育料が無料となります。

3 申込後(入所後)の申込内容の変更等

(1) 申込書の記載内容に変更があった場合

「支給認定申請書兼入所申込書」等提出後または保育所入所後に、申込書の記載内容等について変更があった場合(年度途中でも認定区分や入所期間等が変更になることがあります。)は、必ず各総合センター市民福祉課または子ども政策課まで連絡し、必要な手続きをしてください。入所内定後に、申込内容の変更が判明した場合は、内定を取り消すことがあります。

(例)■「保育を必要とする事由」の変更(就労⇒妊娠・出産、求職活動⇒就労など)

■住所・電話番号などの連絡先

■市町村民税の課税額の変更

■保護者または同居する家族の構成(結婚、離婚、祖父母と同居など)

■保護者または同居する祖父母の仕事(退職、就労先・就労条件など)

■入所希望保育所の変更・追加

■申込の取下げ、内定の辞退 など

※なお、年度途中に保育所入所世帯に対し、「世帯の状況」や「保育を必要とする事由」等について、状況を確認するための現況届を提出してもらう予定です。

(2) 保育所退所

(1)の変更等により「保育を必要とする事由」に該当しなくなった場合は保育所を退所していただくことになります。退所日までに退所の手続きをしてください。また、求職活動の3ヶ月(90日)が経過しても就労できなかった場合も、保育所を退所していただくことになります。

(3) 慣らし保育(※入所後、2週間程度あり)

新規入所されたお子さんの入所直後の保育時間は、お子さんの体調等に配慮しながら短時間保育が実施されます。半日程度から徐々に保育時間を延ばし、最終的に夕方の時間帯まで延長します。集団生活にスムーズに慣れていただくために必要となりますので、ご理解、ご協力をお願いします。なお、慣らし保育の期間は最長2週間ですが、年齢等の状況に応じて期間が短くなる場合があります。

(4) 年度途中の保育所移籍(転所)

年度途中での保育所移籍は原則次年度の申し込みまで受け付けません。

※市内での引越し等特別な事情が生じた場合はご相談ください。ただし、申込を受け付けた場合でも、希望先の保育所の入所状況によっては移籍できない場合があります。

(5) 認定こども園の年度途中移籍《幼稚園籍(1号認定)⇔保育所籍(2号認定)》

年度途中における移籍については、原則受け付けません。ただし、保護者の就労状況等が変化した場合、次の手続きにより移籍することができます。

《保育所籍へ移籍する場合》

- ① 幼稚園籍利用のお子さんが保育を必要とする事由に該当することになった場合、所定様式により移籍の手続きを行うことができます。所定様式の提出期限は、移籍を希望する月の前月15日(3ページ参照)までとなります。
- ② 保育を必要とする事由が「求職活動」の場合は、他の保育所と同様に入所期間を3ヵ月(90日)とし、その間に限り移籍することができます。また、特別の事情がある場合を除き、同一年度内における複数回の移籍は、原則受け付けません。

《幼稚園籍へ移籍する場合》

- ① 保育所籍利用のお子さんが保育を必要とする事由に該当しなくなった場合、当該お子さんは退所していただくことになります。その際、引き続きこども園(幼稚園籍)への入園を希望される場合は、移籍の手続きを行うことができます。
- ② 上記お子さんが再び保育を必要とする事由に該当することになった場合においては、上記「保育所籍へ移籍する場合」と同様に取り扱います。

(6) 市外への転出

市外へ転出された後も継続して市内の保育所へ入所したい場合(広域入所)は、転出先の自治体の担当課にて改めて入所申込をする必要があります。ただし、自治体によっては広域入所を認めない場合もあります。

(7) 継続入所等

保育所の入所期間は1年単位となります。保育認定や有効期間に変更がない場合でも、次年度以降継続入所を希望される場合は、改めて6ページの書類の提出が必要となります。次年度保育所申込期間になりましたら保育所を通じてご案内します。

4 予約申込

産後休暇・育児休業が終了し、あらかじめ年度の途中で元の職場に復帰しなければならないことが分かっている場合には、予約の申し込みができます。（入所が決まらない場合もあります。）

■産後休暇からの職場復帰の場合

⇒産後8週経過日の翌日または産後8週経過日が属する月の翌月初日からの入所を希望することができます。

■育児休業からの職場復帰の場合

⇒職場復帰日の2週間前から職場復帰日の間で入所を希望することができます。

★上のお子さんが、すでに保育所に在籍している場合（育児休業中の継続入所児童特例利用）
原則として、育児休業取得対象の児童（下のお子さん）が、満1歳に達する年度末までを最長として、
現在入所中の児童（上のお子さん）は継続入所することができます。

5 保育料の算定

(1) 保育料の算定

保育所は、公費と保護者に負担いただく保育料により運営されています。

この保育料で保育所の人件費、事業費、管理費、給食材料費（3歳以上は副食費、3歳未満は主食費および副食費）等の一部を負担いただくことになります。

なお、保育所によっては、保護者会費や備品代・教材費等の負担が必要になる場合があります。詳細は、各保育所にご確認ください。

■保育料は、原則として児童と生計を同じくする保護者（父母）の市町村民税の課税状況と、ひとり親世帯や在宅障がい者世帯などの世帯状況や児童の年齢、保育必要量の区分により決定します。

また、年度途中で市町村民税の課税年度の切り替えをします。8月分以前の保育料は平成27年度の課税状況で決定し、9月分以降の保育料は平成28年度の課税状況で決定します。

ただし、国の制度改正などに伴い変更となる場合がありますのでご了承ください。

■児童年齢による保育料区分は、年度当初（平成28年4月1日現在）の年齢で算定します。年度途中に誕生日を迎えても保育料の変更はありません。

■転居や婚姻・離婚などにより世帯状況が変わった場合は、この事実が発生した翌月分の保育料から再算定しますので、必ずご連絡ください。

■年度途中における確定申告や住民税申告の修正申告により、課税額が変更となった場合は、課税額が変更となった月の翌月分の保育料から再算定しますので、必ず連絡してください。（連絡が遅れた場合は、変更届出等を提出された月以降に再算定することになり、保育料月額が割高となりますのでご注意ください。ただし、当該年度の合計額には影響はありません。）

■平成28年度の保育料

保育料については、国が定める上限額の範囲内で雲南市が決定することになっています。

雲南市では、これまでどおり、国が定める上限額の概ね6割程度（4割程度の軽減）の設定をいたします。さらに、平成28年度から国制度の幼児教育の段階的無償化、島根県制度の満3歳未満児第1子・第2子保育料軽減事業を導入します。

(2) 保育料の納付

- 保育所を休んでいる場合でも保育料はお支払いいただきます。(長期欠席の場合も同様です)
- 保育料の納入期限は、保育を実施した月の月末日(末日が金融機関非営業日の場合は翌営業日)です。納期限内に納付してください。(例:4月分保育料の納期限は4月末日です。ただし、12月分は26日となります。)
- 保育料の納付は各金融機関の口座振替をご利用ください。手続きは金融機関窓口にあります「雲南市口座振替依頼書」にて、直接金融機関へお申し込みください。
なお、口座振替開始までの間、または納付書による納付を希望される保護者の方には、毎月納付書を送付しますので、金融機関窓口で直接納付してください。(雲南市ではコンビニでの納付ができませんのでご注意ください。)
- 納期限内に納付されない場合や口座再振替ができなかった場合は督促状を送付します。この際、督促手数料 100 円を含めて納付していただきます。なお、延滞金は、国税及び地方税の例によります。
- 保育料を滞納された場合は、財産調査等を行い、預貯金・給料等の財産差押え等の滞納処分を受けることがあります。

【保育料に関する問い合わせ先】

内容	問い合わせ先	電話(0854)
保育料の算定及び決定に関して	子ども政策局子ども政策課	40-1044
保育料の徴収及び納付相談に関して	市民環境部債権管理対策課	40-1035



平成 28 年度 保育所・認定こども園（保育所部分）保育料徴収基準額表

児童の属する世帯の階層区分		月額（円）			
階層区分	定義	3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1階層 (A1)	生活保護世帯	0	0	0	0
第2階層 (B2)	市民税 非課税世帯	3,600	3,600	3,600	3,600
	ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等	0	0	0	0
第3階層 (C3,D3)	所得割課税額48,600円未満	7,800	7,600	9,900	9,700
	ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等	3,400	3,300	4,450	4,350
第4階層 (D4)	所得割課税額97,000円未満	12,000	11,700	16,200	15,900
	ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等	6,000	5,850	8,100	7,950
	所得割課税額77,101円未満				
第5階層 (D5)	市民税 課税世帯 所得割課税額97,000円以上169,000円未満	24,900	24,500	24,900	24,500
第6階層 (D6)	所得割課税額169,000円以上301,000円未満	36,600	36,000	34,800	34,200
第7階層 (D7)	所得割課税額301,000円以上397,000円未満	48,000	47,200	42,400	41,600
第8階層 (D8)	所得割課税額397,000円以上	52,000	51,200	45,500	44,700

※年齢は、当該年度4月初日時点での年齢を適用します。

※上記市民税所得割課税額は、住宅借入金特別控除・配当控除・寄付金控除等（調整控除額・税額調整措置の額は除く）の税額控除前の税額です。

※小学校就学前（0歳～5歳）の範囲において、保育所等や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円となります。

ただし、年収が約360万円未満（所得割課税額が57,700円未満）の世帯は、多子軽減に伴う多子計算（子どものカウント対象）の年齢制限を撤廃します。

小学生（6歳）以上でも第1子となります。

※その他雲南市独自減免は継続。

①5歳児の月額保育料の上限を26,000円とします。

②土曜減免

当該年度にすべての土曜日を休所（預けない）する場合、上記保育料の2割を減免します。

③第3子以降保育料の無料化

18歳未満の児童が3人以上いる世帯で、3子以降の児童であれば保育料を無料とします。

※階層区分下段の（ ）部分が保育料決定通知に記載されています階層となります。

※月の途中で保育要件の変更があった場合、翌月分の保育料から変更となります。

6 選考基準（利用調整基準）

入所希望者数が保育所の入所可能枠数を上回った場合は、提出された書類・聞き取りの内容により、保護者（父母）の保育を必要とする事由（基準①）や世帯状況（基準②）を判定し、申し込み世帯の優先度により入所者を選考します。

また、希望する保育所に入所枠がない場合や、入所枠を超える場合には入所を決定できないこともあります。

基準①（基本：保育を必要とする事由）

父母の状況	
1 月48時間以上の就労	居宅外就労をしている
	居宅内就労をしている
2 妊娠・出産（産前産後）	産前8週（多胎妊娠の場合は14週）産後8週の期間内である
3 疾病・負傷・障がい	児童の保育が困難な疾病、負傷がある
	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を所持している
4 同居親族の介護・看護	同居親族の介護・看護をしている
5 災害復旧	火災等による家屋の損傷復旧、その他災害の復旧に従事している
6 求職活動	求職活動（企業準備を含む）をしている
7 就学・職業訓練	学校等に就学または職業訓練等を受講している
8 児童虐待・DV	児童虐待・DVを受けている（おそれがある）
9 育休期間中の特例利用	育児休業期間中である（保育所入所中児童の特例利用）
10 その他	その他市が特に入所を必要と認める場合

基準②（優先利用調整：世帯等の状況）

世帯等の状況
生活保護世帯
ひとり親家庭
生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
児童が障がいを有しているなど、集団の保育を受けることが必要な場合
産休・育休満了と同時に入所を希望している場合
兄弟姉妹が既に保育所または認定こども園に入所している場合
小規模保育事業等の卒園児童
特別な支援を要する家庭
同居の祖父母（65歳未満）が就労していないなど、家庭で保育することができる場合（＝優先度が下がる）
その他市が特に入所を必要と認める場合

雲南市認可保育所、認定こども園(保育所部分)一覧

公立・私立	保育所(園)名	郵便番号	住 所	電話番号	定員(予定)	入所できる年齢	開所時間		保育サービス実施予定		
							平 日	土曜日	延長保育	休日保育	一時保育
公立	大 東 保 育 園	699-1251	大東町大東1663番地	43-6132	135	産休明	7:30～18:00	7:30～13:00			●
	かもめ保育園(業務委託)	699-1221	大東町飯田146番地8	43-5028	90	産休明	7:30～18:30	7:30～18:00	● 平日30分		●
	海潮こども園(保育所部分)	699-1206	大東町南村196番地	43-2298	20	3歳以上	7:30～18:00	閉園			
	加茂こども園(保育所部分)	699-1105	加茂町宇治238番地	49-6760 49-6761	175	産休明	7:30～18:30	7:30～18:00	● 平日30分		●
	木次こども園(保育所部分)	699-1334	木次町新市160番地	42-2341	100	8ヶ月経過児	7:30～18:00	7:30～13:00			
	斐伊保育所	699-1311	木次町里方915番地1	42-1008	80	産休明	7:30～18:00	7:30～13:00			
	斐伊こども園(保育所部分)	699-1311	木次町里方1064番地	42-2130	30	3歳以上	7:30～18:00	閉園			
	三刀屋保育所(業務委託)	690-2404	三刀屋町三刀屋1188番地	45-2651	120	産休明	7:30～18:30	7:30～18:00	● 平日30分		
	三刀屋こども園(保育所部分)	690-2404	三刀屋町給下750番地2	45-2168	45	3歳以上	7:30～18:00	閉園			
	吉 田	690-2801	吉田町吉田2664番地	74-0330	30	8ヶ月経過児	7:30～18:00	7:30～13:00			
	田 井	690-2313	吉田町深野244番地4	75-0201	30	8ヶ月経過児	7:30～18:00	7:30～13:00			
私立	掛合(業務委託)	690-2701	掛合町掛合2149番地2	62-9900	90	産休明	7:30～18:30	7:30～18:00	● 平日30分		●
	あおぞら保育園	699-1223	大東町下阿用691番地2	43-3129	120	産休明	7:00～18:00	7:00～18:00	● 平日90分		●
	たちばら保育園	699-1102	加茂町立原438番地1	49-8122	30	産休明	7:30～18:30	7:30～18:30	● 60分		●
	四ツ葉学園保育所	699-1311	木次町里方869番地5	42-0616	100	産休明	7:30～18:30	7:30～18:30	● 45分	●	●

※保育サービス(延長・一時保育)利用は、保育料とは別に利用料が必要です。

※開所時間には、延長保育時間を含みません。

※一時保育は、受け入れられる年齢や開所時間など、通常保育と異なる場合があります。